

札幌市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年規則第33号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p data-bbox="190 268 902 295"><u>札幌市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則</u></p> <p data-bbox="159 363 226 391">（趣旨）</p> <p data-bbox="114 411 1025 671">第1条 この規則は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行について、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令</u>（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="129 692 248 719">（以下省略）</p>	<p data-bbox="1102 268 1834 295"><u>札幌市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則</u></p> <p data-bbox="1070 363 1137 391">（趣旨）</p> <p data-bbox="1025 411 1939 671">第1条 この規則は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行について、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令</u>（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1041 692 1249 719">（以下現行のとおり）</p>	<p data-bbox="1939 268 2125 343">法の題名改正に伴う改正</p> <p data-bbox="1939 411 2125 534">法、政令及び省令の題名改正に伴う改正</p>